

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県立美術館
契約締結年月日	令和 5 年 1 1 月 1 日
契約者名	株式会社テレビ山梨
契約名	県立美術館所蔵作品デジタル撮影等業務委託
契約金額 (税込み)	5, 4 3 9, 1 9 0 円
随意契約理由	<p>(1) 美術館が所蔵する作品を高精細画像で撮影し、デジタル化することにより、新たな鑑賞や体験の機会を創出することで、美術館の魅力を発信する。</p> <p>(2) 高精細画像の撮影は、ミリ単位の機材使用やデータ処理まで非常に高い技術を求められるものである。高性能のカメラの操作やライティング技術、ステッチ処理まで、安定した技術力が必要となる。</p> <p>(3) 高精細画像は過去 3 年間プロポーザルを経て、(株) テレビ山梨が担ってきており、高い技術力が認められている。7,000～10,000dpi もの超高精細画像を撮影することができたのは、高性能のカメラと、独自開発のモーションコントロールシステム (Moccos) を使用したためであり、同等のものを他社で運用することは極めて困難である。</p> <p>(4) (株) テレビ山梨使用の高性能カメラと独自開発されたモーションコントロールシステムを併せて利用し撮影を実施することで、本システムにより、作品との距離を検出し、わずか数センチのカメラ移動も自動で行うことができる。さらに、撮影の非常に重要な要素であるライティングの制御とも連動しており、数センチ単位の撮影を繰り返すことで、7,000～10,000dpi もの超高精細画像を撮影することが可能となる。また、完成品は、美術館内で展示するため支障等が生じた場合は、早急に対応する必要がある。このため、県内で唯一 7,000～10,000dpi もの超高精細画像の撮影が可能な (株) テレビ山梨と随意契約する。</p> <p>以上から、本業務委託契約においては、過去 3 年間の実績があり、超高精細画像の撮影が可能である独自開発した本システムを有する、(株) テレビ山梨に依頼することで、高レベルな撮影が実施できること、また、当館としても過去と同水準の作品を制作することで効率的かつ画一的に管理していくことが可能となることから、地方自治法施工令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号、に基づき「随意契約」とし、また、山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項の特別な理由に該当するため、「見積合せを省略」する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施工令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項